

令和3年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,012千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,432,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		10,512,573	△3,012	10,509,561
	1 一般会計繰入金	10,197,573	△3,012	10,194,561
歳入合計		174,435,651	△3,012	174,432,639

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		99,912	△ 3,012	96,900
	1 総 務 管 理 費	75,475	△ 3,012	72,463
歳 出 合 計		174,435,651	△ 3,012	174,432,639

令和3年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

令和3年度福島県証紙収入整理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,085千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,999,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		2,947,934	1,085	2,949,019
	1 証紙収入	2,947,934	1,085	2,949,019
歳入合計		2,998,399	1,085	2,999,484

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 支 出 金		2,265	1,085	3,350
	1 証 紙 買 戻 金	2,265	1,085	3,350
歳 出 合 計		2,998,399	1,085	2,999,484

令和3年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	6,703,190千円	△3,384千円	6,699,806千円
第1項 営業収益	4,414,308千円	△1,045千円	4,413,263千円
第2項 営業外収益	2,288,882千円	△2,339千円	2,286,543千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	8,213,539千円	△3,384千円	8,210,155千円
第1項 営業費用	7,671,031千円	△3,384千円	7,667,647千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額332,395千円は、過年度分損益勘定留保資金1千円、当年度分損益勘定留保資金332,394千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			

第1款 資本的収入	2,957,286千円	△1,863千円	2,955,423千円
第1項 企業債	465,400千円	△1,800千円	463,600千円
第4項 負担金等	412,646千円	△63千円	412,583千円
支出			
第1款 資本的支出	3,289,681千円	△1,863千円	3,287,818千円
第1項 建設改良費	2,143,478千円	△1,863千円	2,141,615千円

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道整備工事（県北処理区）	令和4年度	621,000千円
流域下水道整備工事（県北処理区）	令和4年度	211,000千円

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

補		正			前	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
建設改良費	465,400千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。		
		2 借入資金 政府資金その他				

見直しを行
った後にお
いては、当
該見直し後
の利率)

起債の目的	限度額	補	正	後	償還の方法
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
建設改良費	463,600千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他	

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	221,561千円	^5,247千円	216,314千円

令和3年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間総給水量	322,790,670立方メートル	431,620立方メートル	323,222,290立方メートル
(3) 一日平均給水量	884,358立方メートル	4,968立方メートル	889,326立方メートル

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,996,690千円	7,563千円	3,004,253千円
第1項 営業収益	2,574,298千円	7,563千円	2,581,861千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,991,841千円	△11,437千円	2,980,404千円
第1項 営業費用	2,861,812千円	△11,437千円	2,850,375千円

（資本的支出の補正）

第4条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,606,497千円は、過年度分損益勘定留保資金708,090千円及び当年度分損益勘定留保資金898,407千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 資本的支出	3,933,218千円	7,586千円	3,940,804千円
第1項 建設改良費	2,497,901千円	7,586千円	2,505,487千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	297,676千円	^8,632千円	289,044千円

（たな卸資産の購入限度額の補正）

第6条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
15,000千円	9,200千円	24,200千円

令和3年度福島県地域開発事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 地域開発事業費用	68,835千円	△649千円	68,186千円
第1項 営業費用	33,707千円	△649千円	33,058千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	7,971千円	△529千円	7,442千円

令和3年度福島県立病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度福島県立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 病院事業費用	7,575,374千円	△63,150千円	7,512,224千円
第1項 医業費用	7,306,703千円	△63,150千円	7,243,553千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	3,920,386千円	△63,810千円	3,856,576千円